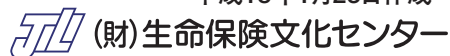


生命保険の契約をお考えの皆さまへ 生命保険の契約にあたっての手引

平成18年1月23日作成



(財)生命保険文化センターが作成したこの手引は、「生命保険の契約にあたってのポイント」、「生命保険商品の選び方」、「保障内容の見直し方法と留意点」、「生命保険契約時の留意点」などを公正・中立な立場から解説したものです。生命保険の契約の際に参考としてご一読ください。

※あなたがこれから契約を検討する保険商品が生命保険会社の商品か、損害保険会社の商品かによって、参考とすべき手引は異なります。医療保険、ガン保険、介護保険、傷害保険などは、生命保険会社と損害保険会社で共通に取り扱われています。損害保険会社の商品をご検討の方は、日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をクリックしてください。

〔 手引の内容 〕

I . 生命保険の契約にあたってのポイント P 2

II . 生命保険商品の選び方

- 1. 生命保険商品の選び方の手順・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2. 必要な保障内容の決定のポイント・・・・・・・・ P 3
- 3. 生命保険商品の仕組み（主契約と特約の組み合わせ）・・・・ P 4

III . 保障内容の見直し方法と留意点（既に保険を契約している皆さま）

- 1. 「転換制度」の活用により、保障内容を充実する場合・・・・ P 5
- 2. 「追加契約」、「特約の中途付加」により、保障内容を充実する場合・・・・ P 6
- 3. 現在の生命保険を減額・解約し、新しい保険に乗り換える場合・・・・ P 6

IV . 生命保険契約時の留意点

- 1. 契約の申込みと責任開始期・・・・・・・・ P 7
- 2. 告知義務・・・・・・・・ P 8
- 3. 保険金・給付金が受け取れない場合・・・・・・・・ P 8
- 4. クーリング・オフ制度・・・・・・・・ P 9
- 5. 保険料の払込猶予期間・失効・復活・・・・・・・・ P 9
- 6. 知っておきたい参考情報・・・・・・・・ P 10
 - (1) 生命保険についてわからないことや困ったことがある場合・・・・ P 10
 - (2) 契約者保護の仕組み・・・・・・・・ P 10

《 参考 》

- 1. 生命保険商品の主な主契約の種類・・・・・・・・ 参考－1
- 2. 生命保険商品の主な特約の種類・・・・・・・・ 参考－4

～より詳細な情報を知りたい方のために～

(財)生命保険文化センターのホームページには生命保険に関する様々な情報が掲載されています。

ホームページアドレス：<http://www.jili.or.jp/>

I. 生命保険の契約にあたってのポイント

死亡保障、医療保障、介護保障、年金などの生命保険を契約する際のポイントは以下のとおりです。

ポイント 1

自分に合った生命保険を選びましょう。

- 生命保険を選ぶ際には、自分の生活設計に基づいた、現在の、そして将来の保障ニーズと生命保険の種類・内容が合っていることが大切です。次のチェック・ポイントを参考にして積極的に情報収集し、自分のニーズに合った必要な生命保険を選びましょう。
- 生命保険の内容をよく理解して申し込むためには生命保険会社、営業職員、保険代理店に相談することも大切です。

<生命保険商品を選ぶ際のチェック・ポイント>

- ◆保障ニーズと生命保険の種類・内容は合っていますか。
- ◆受け取る保険金や給付金、年金の額は適切ですか。
- ◆必要な保障が必要な期間確保されていますか。
- ◆保険料の払込期間は適切ですか。

<参照> 詳細は、「II. 生命保険商品の選び方」をご確認ください。

ポイント 2

保険料は現在だけでなく、将来も払込みが可能な金額か確認しましょう。

- 一般に生命保険の保険料は長期にわたって払い込む必要があります。生活環境や収入の変化も考慮し、将来にわたって保険料を払い込めるかを確認してください。

ポイント 3

申込み前に、もう一度申込内容を確認しましょう。

- 一般に生命保険は長期にわたる契約です。自ら積極的に情報を収集して十分に検討し、納得したうえで契約することが重要です。
- 契約してすぐに解約することになれば、解約返戻金は払込保険料より少ない金額になり、ほとんどの場合、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。申込み前にもう一度自分に合った生命保険か、確認しましょう。
- 乗換え（新たな保険に契約し直す）による解約についても不利益になる場合がありますので、注意することが大切です。

ポイント 4

「重要事項説明書(特に重要なお知らせなど)」・「ご契約のしおり」を必ず読みましょう。

- 生命保険会社が申込みにあたって交付する「重要事項説明書(特に重要なお知らせなど)」・「ご契約のしおり」には生命保険商品や契約内容についての重要事項が記載されています。生命保険の検討にあたっては、必ず契約前に読んで内容をよく確認しておくことが大切です。

<参照> 「IV. 生命保険契約時の留意点」を必ずご確認ください。

ポイント 5

保障ニーズの変化に合わせて見直しましょう。

- 年齢・家族構成や環境の変化にともない、保障ニーズも変化することがあります。自分と家族を長期的に守るために、一度選んだ生命保険でも、保障ニーズの変化に合わせて見直していくことが重要です。

<参照> 既契約をお持ちの方は、「III. 保障内容の見直し方法と留意点」を必ずご確認ください。

Ⅱ. 生命保険商品の選び方

1. 生命保険商品の選び方の手順

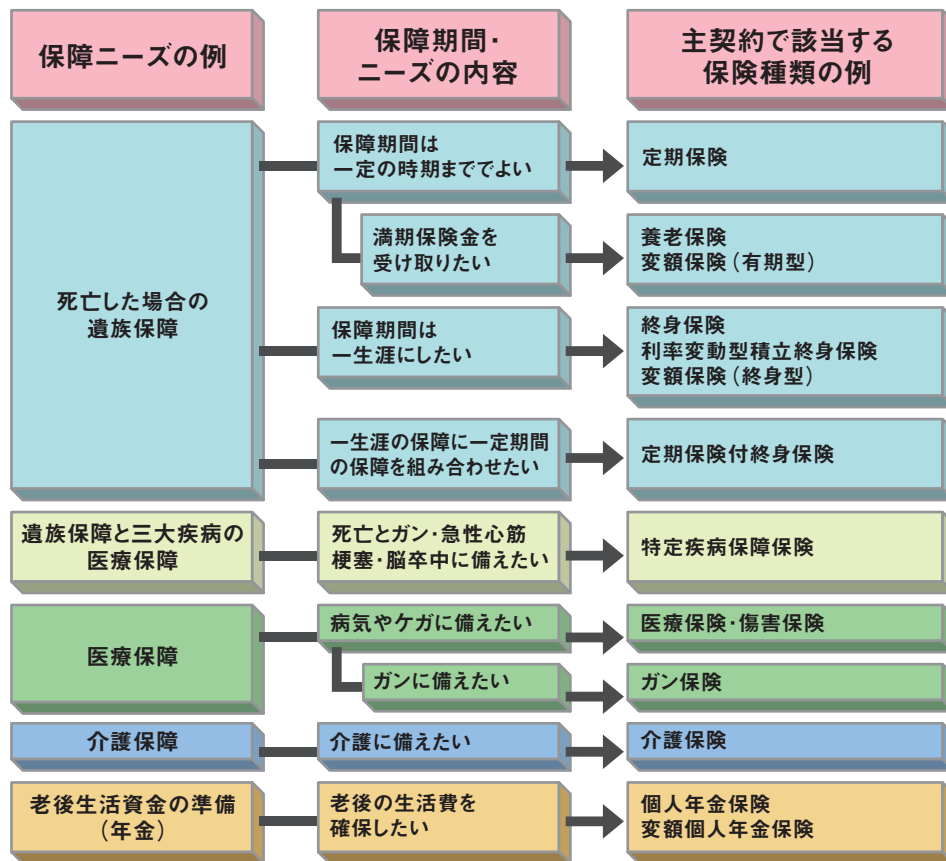
- ステップ1： 死亡保障、医療保障、介護保障、年金などの保障ニーズを明確にする。
- ステップ2： 生命保険会社・営業職員・保険代理店との相談やインターネット・広告などから積極的に情報収集する。
- ステップ3： 生命保険設計書、パンフレットなどで商品内容を検討する。
- ステップ4： 生命保険商品を決定する。

2. 必要な保障内容の決定のポイント

(1) 保険種類の選択

- 生命保険の契約にあたっては、自分や家族に考えられる経済的リスクを確認し、死亡保障、医療保障、介護保障、年金など、保障の目的をはっきりさせる必要があります。

※主な保険種類(主契約・特約)の保障内容は<参考>を参照してください。



※保険種類の詳細につきましては、生命保険会社・営業職員・保険代理店にご確認ください。

- ◆医療保険、ガン保険、介護保険、傷害保険などは、生命保険会社、損害保険会社双方で取り扱えることとなっており、基本的には保障内容に違いはありませんが、詳しくは保険会社、営業職員または保険代理店にお問い合わせください。

(2) 保険期間の決定

- その生命保険(保障)がいつからいつまで必要かを考える必要があります。保険期間は個人の生活設計によって異なるので、次の点を参考に検討してください。

- ◆死亡保障……子どもが学校を卒業し独立する時期や配偶者の平均余命など
- ◆年金(老後生活資金)の準備……定年の時期や公的年金の受取開始時期など

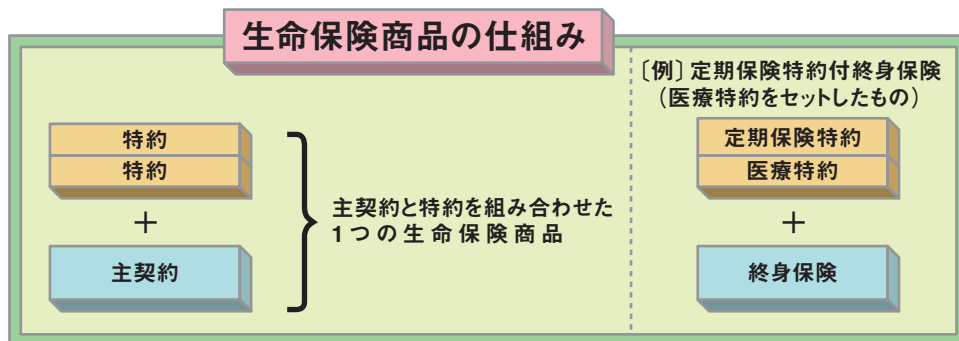
(3) 保険金・給付金・年金など給付額の決定

- 必要な保険金額などは、家族構成・収入・資産状況・子どもの年齢、公的年金や健康保険の公的保障などで異なるので、個人の生活設計に基づいて次の点を参考に検討してください。

- ◆死亡保障: 一般的には、遺族の生活費、子どもの教育・結婚資金、住居・葬儀費用などの必要資金総額から、遺族年金、死亡退職金など万一のときにあてにできる収入や預貯金などの自己資産を差し引いた不足分が必要な死亡保障額の目安となります。
- ◆医療保障: 一般的には、公的医療保険制度でまかなえる部分、まかなえない部分などを考慮して入院・手術保障額などを検討する必要があります。
- ◆年金: 一般的には、老後の生活資金にその他の必要資金を加えた金額から、公的年金、退職一時金・企業年金や預貯金などの自己資産を差し引いた不足分が必要な年金額の目安となります。

3. 生命保険商品の仕組み(主契約と特約の組み合わせ)

- 生命保険商品の多くは「主契約」と、「主契約」に付加する「特約」を組み合わせることで契約することができます。死亡保障、医療保障、介護保障、年金などの主契約と特約を組み合わせ、保障ニーズにあった商品を選択する必要があります。主契約のみで契約することもできます。



<保険期間の更新制度について>

- 保険種類によっては、主契約・特約の保険期間満了時に、健康状態に関係なく原則としてこれまでと同一の保障内容・保険金額で保障を継続できる「更新制度」が利用できます。

■利用上の留意点

- ◆更新の際、更新時の年齢、保険料率によって保険料が再計算され、保険料は通常高くなります。
- ◆更新を希望しない場合は契約者から申し出る必要があり、申し出がなければ一般的に自動更新となります。

Ⅲ. 保障内容の見直し方法と留意点（既に保険を契約している皆さま）

- 保障内容を充実するための見直し方法には、「転換制度」、「追加契約」、「特約の中途付加」、「新しい保険への乗換え」があります。自分のニーズに合った最適な方法を選択することが大切です。

1. 「転換制度」の活用により、保障内容を充実する場合

■ 転換制度の活用上の留意点

- ◆ 同じ生命保険会社でなければ利用できません。
- ◆ 生命保険会社によって取扱基準が異なります。生命保険会社によっては、新しい生命保険の保険金額が元の契約の保険金額を下回らないことなどの基準を設けている場合があります。
- ◆ 保険料は、転換するときの年齢や保険料率で計算されます。
- ◆ 新規の契約と同様に、医師による診査、告知が必要です。
- ◆ 保険種類によっては保険料が上がる場合があります。（転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合など）
- ◆ 貯蓄性の高い商品から保障性の高い商品へ転換する場合、現在の契約の積み立てた部分を新しい契約に充当することから、転換前と転換後で保障内容・積立部分がどのように変わるのか、よく確認し納得したうえで契約することが大切です。

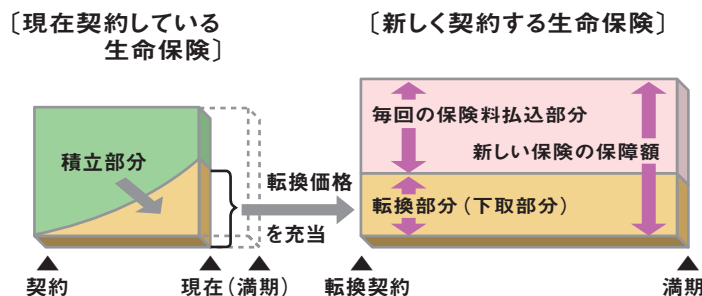
（書面の交付）

生命保険会社は転換制度の利用を勧める場合、転換以外の方法や転換した場合の新旧契約の内容比較などについて、書面を用いて説明することが義務付けられています。この書面により、生命保険会社、営業職員、保険代理店からよく説明を聞いて内容を確認する必要があります。

< 転換制度の仕組み >

- 転換制度は現在の契約の積立金を利用して、新たな生命保険を契約する方法です。
- 現在の契約の積立部分や積立配当金を「転換（下取）価格」として、新しい契約の一部に充当します。まったく新たに契約するよりは保険料負担が軽減されます。
- 元の契約は消滅します。
- 転換部分については、特別配当（長期継続した契約が支払対象）を受け取る権利が元の契約の継続期間と通算され、新しい契約に引き継がれます。

〔転換制度の仕組み〕



2. 「追加契約」、「特約の中途付加」により、保障内容を充実する場合

(1) 追加契約

- 現在の契約に追加して、別の新しい保険を契約する方法で、保険金額を増やしたり、今までの契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。追加した契約の保険料を払い込む必要があります。

(2) 死亡保障に備える特約の中途付加

- 現在の契約に定期保険特約などを中途付加し、死亡保障を増額する方法で、増額する部分の保険料は増額時の年齢や保険料率で計算されます。

(3) 医療保障として病気やケガに備える特約の中途付加

- 現在の契約に病気やケガに備える特約などを中途付加する方法で、中途付加したときの年齢や保険料率で計算された特約保険料などを払い込む必要があります。

3. 現在の生命保険を減額・解約し、新しい保険に乗り換える場合

- 現在の生命保険を減額または解約し、新しい保険に乗り換える(契約し直す)場合、不利益になる事項があるので、現在の契約内容と新たな契約内容を十分に確認し、慎重に判断する必要があります。

■減額・解約による乗換えの留意点

- ◆解約時の返戻金は保険種類・契約時の年齢・保険期間・経過年数などによって異なりますが、通常は払い込んだ保険料より少なくなります。特に契約後、短期間で解約したときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ◆現在の生命保険を解約し、新しい保険に乗り換える場合は、契約年齢がアップした分保険料が割高になったり、健康状態によっては、新たに契約できない場合があります。したがって、新しい保険の契約成立後に解約手続きを行うなど、慎重に対応する必要があります。
- ◆保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、減額・解約される契約と新たな契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料率が引き上げとなる場合があります。

IV. 生命保険契約時の留意点

1. 契約の申込みと責任開始期

(1) 契約申込みの経路

- 生命保険の契約にあたっては、**営業職員・保険代理店**による媒介あるいは**保険仲立人**の仲介による経路、通信販売やインターネットにより生命保険会社に直接申し込む経路などがあります。

■留意点

- ◆**営業職員、保険代理店、保険仲立人**には告知を受ける権限や契約を締結する権限はありません。
- ◆**営業職員**は生命保険会社に所属し、多くの場合、契約締結の媒介を行います。
- ◆**損害保険会社の代理店**が保険会社を代理して契約締結の権限を持つとは異なり、**生命保険会社の代理店**は多くの場合、契約締結の媒介を行います。
(例) 生命保険会社の代理店として銀行などにおいても、保険商品が販売されています(銀行窓販)が、契約締結の媒介であり契約締結の権限はありません。
- ◆**営業職員、保険代理店**の媒介する契約は、生命保険会社の承諾が必要です。
- ◆**保険仲立人**は契約者と生命保険会社との間に立って、中立の立場で契約締結の仲介を行います。

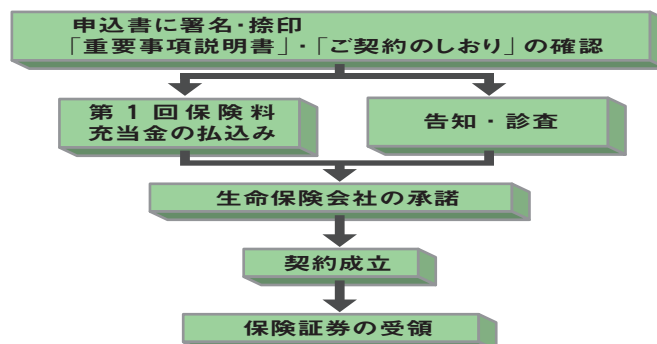
(2) 申込書の署名・捺印、「重要事項説明書(特に重要なお知らせなど)」・「ご契約のしおり」の確認

- 申込書には、契約者、被保険者自身が署名、捺印する必要があります。
- 申込書には、「重要事項説明書(特に重要なお知らせなど)」・「ご契約のしおり(定款・約款)」の受領印の欄がありますので、申込書に受領印を押印します。

■留意点

- ◆「重要事項説明書(特に重要なお知らせなど)」・「ご契約のしおり」については必ずよく読んで、内容についてわからない点があれば生命保険会社、営業職員、保険代理店に説明を求めるなどして、申込み前に十分理解しておくことが大切です。

〔契約の申込みから成立までの手続き〕



(3) 責任開始期(生命保険会社が契約上の責任を開始する時期)

■留意点

- ◆生命保険の保障が開始されるためには、「契約申込み(申込書に署名・捺印)」、「告知・診査」、「第1回保険料充当金の払込み」、「生命保険会社の承諾」の4つの手続きがすべて終了しなければなりません。
- ◆契約申込みが生命保険会社に承諾されると、「告知・診査日」もしくは「第1回保険料充当金の払込日」のいずれか遅いときにさかのぼって、保障が開始されます。

2. 告知義務

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれなくなります。したがって契約にあたっては、健康状態などについて告知書や生命保険会社の指定した医師などの質問に事実をありのままに告げる義務(告知義務)があります。
- 生命保険会社指定の医師以外の職員(営業職員・生命保険面接士など)に健康状態、既往症などについて口頭で伝えても告知したことはありません。

■告知をするときの留意点

- ◆健康状態、既往症、職業などについて事実を告げなかったり、偽りの告知をしたなどの告知義務違反があった場合は、保険金や給付金などが受け取れなくなったり、契約を解除されることがあります。
- ◆傷病歴があっても、「保険料の割増」や「保険金の削減」、「特定部位不担保」など特別の条件付きで契約できる場合や、これらの特別条件なしに通常どおり契約できる場合があります。また、病気の人への引受範囲を拡げた商品を取り扱っている生命保険会社もあります。
- ◆既に契約している生命保険の解約や転換制度によって、新たな生命保険を契約する場合も同様に告知義務があります。
- ◆契約者や被保険者の詐欺によって契約が結ばれたり失効した契約が復活した場合、契約が無効となることがあります。契約が無効になると、保険金や給付金などは受け取れず、それまでに払い込んだ保険料は返還されません。

3. 保険金・給付金が受け取れない場合

- 次のような場合には、保険金・給付金が受け取れない場合があります。

■死亡保険金・死亡給付金が受け取れない場合

- ◆告知した内容が事実と相違(告知義務違反)し、契約(特約)が解除されたとき
(例) 気管支ぜんそくで年に数回の発作があり通院していることを告知書で告知せず加入し、加入1年後に気管支ぜんそく重積発作を原因として亡くなったケース。
- ◆保険料の払込みがなく契約が失効していたとき
- ◆契約した保険の責任開始期から一定期間内(2年～3年)に被保険者が自殺したとき
- ◆契約者または死亡保険金(給付金)の受取人の故意によるとき
- ◆戦争その他の変乱によるとき など

■災害による保険金・給付金が受け取れない場合

(上記「死亡保険金・死亡給付金が受け取れない場合」の項目のほか、下記に該当するとき)

- ◆契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ◆災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- ◆被保険者の犯罪行為によるとき
- ◆被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ◆被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ◆地震、噴火または津波によるとき など

なお、生命保険会社によって若干取扱いが異なりますので、詳細は各生命保険会社にご確認ください。

4. クーリング・オフ制度

■クーリング・オフ制度が適用されない場合

- ◆生命保険会社が指定した医師の診査が終了した場合
- ◆銀行や証券会社の窓口、生命保険会社などの営業所、事務所などで申込みをした場合
(例えば、銀行の窓口で申込手続きをした場合は、クーリング・オフ制度は適用されません)
- ◆契約者が保険会社の預金または貯金の口座に保険料の払込みを行った場合
- ◆保険期間が1年以内の契約の場合 など

<クーリング・オフ制度の利用について>

- 一般的に、第1回保険料充当金領収書の交付日もしくは申込日のいずれか遅い日を含めて8日以内(9日以上の会社もあります)ならば申込みを撤回でき、保険料は返金されます。
(一部の会社では、「申込日からその日を含めて8日以内」などの取扱いもあります)
- 手続きは、生命保険会社の支社か本社あてに、はがき、または封書を郵送することによって行います。

保険料を一時に払い込む契約でクーリング・オフできない場合には、生命保険会社は、契約申込者に対して契約時にクーリング・オフできない旨の書面を交付して、書面を受領した旨の確認の署名もしくは押印を得ることになっています。

5. 保険料の払込猶予期間・失効・復活

■留意点

- ◆生命保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。
- ◆保険料の払込みがストップし、払込猶予期間が経過すると契約が失効(契約の効力がなくなり、保障がなくなる)してしまい、万一の場合、保険金などが受け取れないことになります。

■保険料の払込期月(保険料を払い込むべき月)と払込猶予期間

	払込期月	払込猶予期間
月 払	月ごとの契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
半年 払	半年ごとの契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年 払	年ごとの契約応当日の属する月の1日から末日まで	

<契約の復活>

- 契約が失効すると復活するまで保障がありません。失効後、一般的には3年以内であれば復活を請求することができます。復活の請求に際しては、診査または告知が必要です。
- 復活の請求に対し生命保険会社が承諾した場合、契約を元に戻すことができますが、失効期間中の保険料の払込みが必要で、生命保険会社によっては所定の利息(複利)の払込みも必要となります。
- 復活が可能な期間および取扱いの可否については、商品・生命保険会社によって異なる場合があります。

6. 知っておきたい参考情報

(1) 生命保険についてわからないことや困ったことがある場合

《問い合わせ・相談》

- 契約時や契約後、不明な点や疑問な点が生じたときには、まず、担当の営業職員や保険代理店にお尋ねください。また、各生命保険会社の契約者相談窓口にお問い合わせの方法もあります。
- 個別の契約内容以外の、一般的な相談については、「(財)生命保険文化センター」や「(社)生命保険協会の生命保険相談所」でも対応しています。

《苦情》

- 営業職員や代理店、生命保険会社との間で、何らかの行き違いなどによりトラブルが生じ、生命保険会社と交渉しても解決せず困った場合、「(社)生命保険協会の生命保険相談所」でも苦情の申し出に応じています。

《紛争》

- 苦情などが解決せずに生命保険会社との間の紛争に発展する場合には、「(社)生命保険協会の生命保険相談所」内に設置されている「裁定審査会」を利用する方法もあります。

(注) 裁定審査会について

- この機関は、「(社)生命保険協会の生命保険相談所」が契約者などからの苦情内容を受理し、生命保険会社への解決依頼や和解の斡旋などを行ったにもかかわらず、原則として1カ月を経過しても問題が解決に至らなかった場合に利用できます。裁定に係る費用は無料です。

《相談受付先》

	一般相談	苦情	受付時間	T E L
(財)生命保険文化センター 生活情報室	○	—	月曜～金曜 9:30～16:00 (祝祭日を除く)	03-5220-8520
(社)生命保険協会(本部) 生命保険相談所	○	○	月曜～金曜 9:00～17:00 (祝祭日を除く)	03-3286-2648

- 電話による相談のほか、文書、来訪についても応じています(無料)。なお、電子メール、FAXでの相談には対応していませんので、ご注意ください。
- (社)生命保険協会の生命保険相談所では各道府県主要都市53カ所に地方連絡所を設置して相談に応じています。地方連絡所の電話番号は(社)生命保険協会の生命保険相談所にお尋ねください。

(2) 契約者保護の仕組み

- 生命保険会社の経営が破綻した場合、破綻した保険会社に代わって生命保険契約者保護機構が補償する制度があります。
- 破綻手続きに際して保険金・年金・給付金などの支払いが一定期間凍結されたり、保険金・年金・給付金などの支払額が削減されることがあります。
- 保険金・年金・給付金の削減など、契約条件変更後の解約返戻金に対して、一定期間、特別な控除を行う制度(早期解約控除)が設けられることがあります。

(生命保険契約者保護機構ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)

《 参考 》

1. 生命保険商品の主な主契約の種類

●生命保険商品の主な主契約の種類は下表のとおりですが、様々な種類・特徴があり、商品の検討にあたっては次のような点を確認することも大切です。

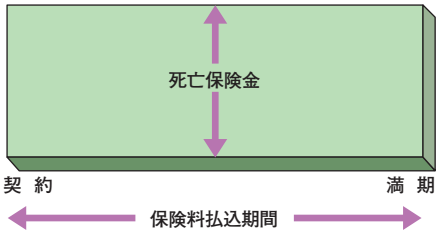
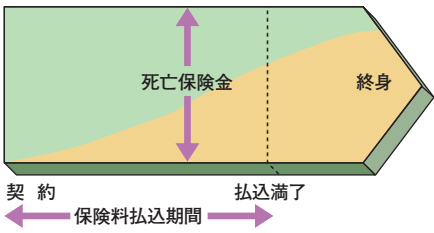
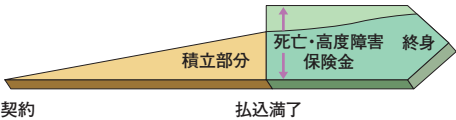
- ◆満期保険金があるものとないものがあります。
 - ◆保障期間は一定期間のものと終身のものがあります。
 - ◆配当金があるものとないものがあります。(有配当と無配当)
 - ◆告知・診査がないものがあります。(無選択型)
 - ◆外貨で運用されるものがあります。
- ※詳細は各生命保険会社にご確認ください。

(主契約の名称・イメージ図の見方)

※仕組図の は、将来の保険金・給付金や年金の支払いに備えて積み立てられる部分を表しています。

※名称の(定期型・終身型)の記載は、「一定の保険期間を定めた定期型」と「一生涯の終身型」があることを示しています。

※ここに記載されている保険種類は、あくまで例示であり、ここに記載されている以外の保険種類もあります。各生命保険会社によって取扱いが異なる場合があります。詳細は各生命保険会社にご確認ください。

主契約の名称・イメージ図	保障内容
<p>[定期保険] (定額型の例)</p> 	<p>保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保険金はありません。 ・保険金額が保険期間中一定で変わらない定額タイプや、契約後一定期間ごとに保険金額が減っていく逓減定期保険や、保険金額が増えていく逓増定期保険もあります。
<p>[終身保険] (有期払込タイプの例)</p> 	<p>死亡した場合に死亡保険金を受け取れます。 保険期間は定期保険と異なり一定ではなく、一生涯死亡保障が続きます。</p> <p>※無選択型終身保険では、契約後2年間など一定期間内に疾病により死亡した場合は死亡保険金ではなく、既に払い込んだ保険料相当額が支払われます。</p>
<p>[利率変動型積立終身保険] (アカウント型)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>保障部分 (特約または単体保険)</p> <p>死亡保障 医療保障 その他の保障</p> </div> 	<p>保険料払込期間中に積立金を蓄積し、払込満了時に積立金をもとに終身保険に移行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料は積立部分と保障部分に区分され、その内訳は自由に設定・変更できます。また積立金は積み増しや引き出しができます。 ・予定利率は一定期間ごとに見直されます。 (予定利率については、次ページ<参考-2>の【注】を参照) ・アカウント型商品は特約(あるいは単体保険)とセットでない契約できない場合があります。

主契約の名称・イメージ図	保障内容
<p>[養老保険]</p>	<p>保険期間は一定で、その間に死亡したときには死亡保険金を、満期時に生存していたときには満期保険金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金と満期保険金は同額です。
<p>[特定疾病保障保険(定期型・終身型)] (定期型の例)</p>	<p>特定疾病であるガン、急性心筋梗塞、脳卒中の3大成人病により所定の状態になったとき、生前に死亡保険金と同額の特定疾病保険金を受け取れます。特定疾病保険金を受け取った時点で、契約は消滅します。死亡したときは、死亡保険金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保険金はありません。
<p>[医療保険(定期型・終身型)]</p> <p>病気やケガで入院したり、所定の手術を受けたときに、給付金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡したときに死亡保険金を受け取れる種類もありますが、金額は少額です。 <p>※無選択型の医療保険では、契約後90日間など一定期間内に疾病により入院・手術した場合は、給付金支払いの対象とならないことがあります。</p>	
<p>[ガン保険(定期型・終身型)]</p> <p>ガンにより入院したり、所定の手術を受けたときに、給付金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガン診断給付金や退院後療養給付金を受け取れるものもあります。 ・死亡したときに死亡保険金を受け取れる種類もありますが、金額は少額です。 ・加入してから90日経過後に保障が開始され、加入後90日以内にガンと診断された場合、保険契約は無効となります。 <p>※ガンの種類によっては一部対象とならないものもありますので、「ご契約のしおりー(定款・)約款」などでよく確認する必要があります。</p>	
<p>[介護保険(定期型・終身型)]</p> <p>寝たきりや痴呆によって介護が必要な状態になり、その状態が一定の期間継続したときに、一時金や年金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりと痴呆の両方を支払対象とするものと、痴呆のみを支払対象とするものがあります。 ・死亡したときに死亡給付金を受け取れますが、金額は少額です。 	

[注] 生命保険会社は保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで一定の割合で割り引いています。その割引率を予定利率といいます。

主契約の名称・イメージ図	保障内容
<p>[個人年金保険] (10年保証期間付終身年金の例)</p>	<p>契約時に定めた年齢から年金を受け取れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金を受け取る期間が異なる保証期間付終身年金や確定年金などの種類があります。 <p>(1)保証期間付終身年金 保証期間中は生死に関係なく年金を受け取り、その後は被保険者が生存している限り終身にわたり年金を受け取れます。</p> <p>(2)確定年金 生死に関係なく契約時に定めた一定期間、年金を受け取れます。</p>
<p>[変額個人年金保険] <10年保証期間付終身年金 (保険料一時払い、年金額一定タイプ)の例></p> <p>①年金原資が払込保険料を上回った場合</p> <p>②年金原資が払込保険料を下回った場合</p>	<p>株式や債券を中心に資産運用し、その運用実績によって保険金(変額個人年金保険の場合は年金)や解約返戻金が増減する保険で、投資リスクは契約者が負うことになります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>変額個人年金保険、変額保険の契約にあたっては、資産の運用方法(運用資産の種類や評価方法、資産の運用方針)や、商品の仕組み(資産の運用実績によって将来受け取る保険金などの額がどのように変動するのかなど)について、生命保険会社は書面を用いて説明することになっています。わからない点は説明を求め、納得したうえで契約しましょう。また、契約後も運用実績などについて1年ごとに書面を交付することになっています。</p> </div> <p>(変額個人年金保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用の実績によって年金原資は変動し、払込保険料の総額を上回る場合も下回る場合もあります。 主な種類は保証期間付終身年金と確定年金です。 年金の最低保証のないものが多いが、一部最低保証のあるものもあります。 解約返戻金には最低保証のないものがほとんどです。 年金開始前の死亡時に受け取る死亡給付金は、最低保証があるものとないものがあります。
<p>[変額保険(有期型・終身型)] <有期型の例></p> <p>①満期時に満期保険金が基本保険金を上回った場合</p> <p>②満期時に満期保険金が基本保険金を下回った場合</p>	<p>(変額保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> 変額保険には有期型と終身型があります。有期型では満期を迎えると満期保険金を受け取れますが、その金額は資産運用の実績によって変動し、最低保証はありません。 解約返戻金にも最低保証はありません。 死亡したときは基本保険金プラス変動保険金を受け取れます。基本保険金額は運用実績にかかわらず最低保証されるので、変動保険金がマイナスになった場合でも基本保険金額は受け取れます。

2. 生命保険商品の主な特約の種類

- 主契約に「特約」を付加できる基準は保険商品ごとに異なりますが、生命保険会社の定める範囲内で各種の特約を組み合わせて契約することができます。
- 保障内容を充実させるためには、特約の内容を理解したうえで主契約への付加について検討することが重要です。主な特約の種類を保障の内容によって分類すると次のようになります。
- 「1. 生命保険商品の主な主契約の種類」の定期保険、特定疾病保障保険などは主契約と同じ保障内容で特約としても取り扱われています。

※ここに記載されている特約は代表的なものであり、名称、保障内容は各生命保険会社の取扱いによって異なる場合があります。詳細は各生命保険会社にご確認ください。

[不慮の事故による死亡・障害状態に備える特約]

災害割増特約	不慮の事故または特定感染症で死亡したとき、主契約の死亡保険金に上乗せして災害死亡保険金を受け取れます。
傷害特約	不慮の事故または特定感染症で死亡したとき、主契約の死亡保険金に上乗せして災害死亡保険金を受け取れます。また、不慮の事故で所定の障害状態になったときは、障害の程度に応じて障害給付金を受け取れます。

[病気・ケガによる入院、手術に備える特約]

疾病入院特約	病気で入院したときに、入院給付金を受け取れます。また、所定の手術をしたときに、手術給付金を受け取れます。 ・手術の保障を手術特約という別の特約として取り扱う生命保険会社もあります。
災害入院特約	不慮の事故で入院したときに、入院給付金を受け取れます。

[特定の疾病に備える特約]

成人病入院特約	ガン、脳血管疾患、心疾患、高血圧性疾患、糖尿病の5大成人病で入院したときに、入院給付金を受け取れます。
ガン入院特約	ガンで入院したときに、入院給付金を受け取れます。 ・ガンで所定の手術をしたときの手術給付金や、診断給付金などを受け取れるものもあります。 ・一般的に免責期間(ガン保険については保障が90日経過後に開始される)がないものがほとんどですが、生命保険会社によって免責期間を設けている場合もあります。 ※ガンの種類によっては一部対象とならないものもありますので、「ご契約のしおり(定款・)約款」などでよく確認する必要があります。

[その他の特約]

介護特約	寝たきりや痴呆によって介護が必要な状態になり、その状態が一定の期間継続したときに、一時金や年金を受け取れます。
リビング・ニーズ特約	原因にかかわらず余命6カ月と判断された場合に、死亡保険金の一部または全部を生前に受け取れます。この特約の保険料は必要ありません。